

子どもの貧困に対する実践的アプローチ —— 自立援助ホームの取組みから ——

Practical Approach to Child Poverty: Focus on Practice of Self-Support Homes

石坂 公俊
Kimitoshi Ishizaka

要 旨

本稿は、自立援助ホームの取組み内容を報告するものである。前提として自立援助ホームについての概要等の整理を行い検討材料とした。さらに群馬県内の自立援助ホームを訪問し、職員及び入居児童に対して半構造化面接を実施した。今回の訪問によって、現場で子どもたちの声を聞き、声に応える実践に触れることができた。子どもたちの貧困に向き合う方々の取組みでもあった。半構造化面接によりさまざまな社会資源が連携を図りつつ、地域の中での子どもたちの生活を支えていくためのサポート体制を構築する必要があることが明らかとなった。

〔キーワード：自立援助ホーム、子どもの貧困、社会的養護、半構造化面接、地域サポート〕

1. はじめに

帰る家のない子どもたちがいる。貧困や虐待など様々な事情で居場所のない子どもたちの問題が存在している。¹⁾ 子どもたちの暮らしは、親の様々な暮らしぶりに影響されることになる。何らかの事情により親元で暮らせない子どもたちを育てる責任は社会にある。

ひとつのキー概念である「社会的相続」を挙げておきたい。日本財団（2016：132）は、社会的相続を「『自立する力』の伝達行為」と説明し、それらが十分に親から伝えられていないと報告している。²⁾ その背景には貧困問題、親の経済的な問題が大きいと認識している。阿部（2011）は、人が他者とつながり、お互いの存在価値を認め、そこにいることが当然とされる場所の必要性を論じている。³⁾ 親や養育者、家庭環境に左右されず自らの人生を歩めることが重要であ

る。不適切な家庭環境、貧困、発達に課題のある子どもたちが自らの人生を生きることのできる社会を目指していく必要がある。どのような状況であれ他者に作られることなく子どもたちが自らの人生を歩みつづける権利を保障していきたいと考えている。

このような問題意識にもとづき、社会的養護（養育）にフォーカスしたテーマを設定とした。具体的には自立援助ホームについての概要等の整理を行い検討材料とした。そのうえで全国的にも数が少ない群馬県内の自立援助ホームを訪問し、職員及び入居者に対して半構造化面接を実施した。インタビューより明確となった自立援助ホームの取組み内容を報告するものである。

2. 自立援助ホームの概要

2(1). 法的位置づけ

自立援助ホームとは義務教育終了後、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、また児童養護施設等を退所し働かざるを得なくなった、原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の子どもたちに暮らしの場を与える施設である。「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について（H10・4・22児発344号）」では「～義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居」とある。

児童福祉法第6条の3において、児童自立生活援助が実施される共同生活住居を指しており、同法第33条の6においては、児童自立生活援助事業として第二種社会福祉事業に位置づけられている。義務教育終了後、社会的養護（児童養護施設、里親、児童自立支援施設など）の措置を解除された青少年及び都道府県知事が認めた青少年に自立のための援助及び生活指導を行うこととされている。

自立援助ホームの理念として「自立援助ホーム運営指針」（H27・4・17厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に「自立援助ホームの原点」、「大切にされる経験の保障」、「真剣に向き合う姿勢」、「継続する支援」が示されている。子どもの最善の利益及び子どもを社会全体で育むという社会的養護の基本理念をベースにしている。

2(2). 沿革について

自立援助ホームの嚆矢は第二次世界大戦後の昭和30年代に遡ることができる。戦災孤児の中学卒業後の自立支援対策として神奈川県が「霞台青年寮」を設立したのが始まりである。養護施設出身者のアフターケアを目的に、新宿寮（青少年福祉センター）が青少年アフターケアセンターとして設立されている。その後、義務教育終了後、支援の薄い青少年たちに社会的な支援が必要と感じた関係者の善意の活動により、少しずつ自立援助ホームが増やされていった。

1974（昭和49）年、東京都で養護施設の退所者支援としてアフターケア事業と認められ、アフターケアの補助金の交付が始まった。1984（昭和59）年の東京都自立援助ホーム制度実施要綱で、「自立援助ホーム」と命名され、自立援助ホーム事業という形で制度的に

位置付けられた。子ども1人当たり5万円余りの補助金を毎年支給するようになり、その後、1995（平成7）年には補助金額を1人につき月13万円まで増加し、事業の支援強化を図った。1998（平成10）年、児童福祉法第二種社会福祉事業として位置づけられ、2006（平成18）年に自立援助ホームへアフターケアや就労先・司法関係機関などの対外調整が必要な児童に対する援助が組み込まれ、対外調整事業強化として国庫補助基準が定員10人未満で510万円に倍増された。2011（平成21）年には、対象年齢が20歳まで引き上げられるとともに、児童保護措置費制度に組込まれ、より公的な支援が受けられるようになった。⁴⁾

現在、自立援助ホームは全国で234ヶ所確認することができる。徐々にではあるが経年的には増加傾向である。事業の実施主体は都道府県、政令指定都市となっており、経営主体は社会福祉法人、NPO法人等により運営されている。

表1 自立援助ホーム数（都道府県ブロック分け）
※（令和4年8月1日現在）

北海道	15	東海・北陸	22
東北	17	近畿	25
北関東	34	中国	21
東京	19	四国	15
南関東	31	九州・沖縄	35

出典：全国自立援助ホーム協議会HPより

2(3). 支援内容について

自立援助ホームでは、児童福祉法第6条の3に定めのある児童自立生活援助を実施するものとしている。この具体的な内容について「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」では、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ①就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- ②対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導

- ③職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就労先との調整
- ④児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥自立援助ホームを退居した者に対する生活相談など

さらに「自立援助ホーム運営指針」では支援のあり方として、①基本的な考え方、②丁寧な生活の営み、③信頼関係の再構築、④主体性の尊重、⑤就労への定着化、⑥支援を担うスタッフのあり方、⑦家族環境調整、⑧退去者への支援、⑨地域とのつながりと連携を示している。心の安心感と生活の安定につながる環境の保障がうたわれており、規則優先の生活や入居者への評価やしつけ、指導といったものについては否定されている。入居者の個性を尊重し緩やかに自尊感情を高め、一人で生きていく力が少しずつ蓄えられるような支援が求められている。そのためにはスタッフは指導者ではなく、応援者の立場であることが明記されている。

3. 先行研究の動向

本研究を進めるにあたり、自立援助ホームに関する先行研究を探索的にアプローチした。ややランダムであるが確認できたケーススタディを中心とした論考を下記にてまとめておきたい。

松田（2016）は、静岡県で行われた施設退所児童の実態調査より、職員と子どもの位置づけ、支援に対する課題をあげている。職員と子どもたちを繋ぐ信頼関係の土台作りは、職員との時間の共有を通して思い出づくりがなされ、時にはそれが心の拠りどころになっていく、この何げない、そして具体的な日々の暮らしの中こそあったことを報告している。このことを言い換えると、1つ目は、「安心できる生活の場所を提供する」こと、2つ目は、「大丈夫、生きていいんだよ」というメッセージを生活の中で何度も何度も発信すること、3つ目は「あなた（君）のことを少しは理解しようとしている大人がここにいるよ」ということを時々示すこと、そして4つ目は「少年が自らのことを語り出した時は丁寧にしっかりと聞く」こと

とまとめている。職員の支援だけでなく福祉、医療、教育、司法等々の信頼に基づいたネットワークによる総合力が問われているとしている。

宮城（2007）は青年期女子の実態報告より青年期の諸課題について言及している。自立援助ホーム入所者の多くは虐待その他の暴力を加害、被害者として経験している。青年期の福祉は、児童養護施設等退所者の自立困難の問題、施設在所者の高校進学問題、対応の難しさが主に児童養護施設関係者の間でとりあげられてきた。1997年の児童福祉法改正と自立援助ホームの法制化は、施設関係者にとって改めて年齢の高い児童の施設退所準備、自立支援について疑問を投げかける機会となった。しかし、施設入所経験者でない青年への援助については、自立援助ホームの関係者において、青年期の潜在ニーズへの関心は決して高くはないといえる。青年へのジェンダー教育が今後の課題となることを指摘している。

また那須（2007）は自立援助ホームに暮らす少年本人の語りからの分析を試みている。自立援助ホームを研究のフィールド設定し、8ヶ月間のフィールドワークと非行少年7名による公式インタビューを行い、「語り」に注目しながら意味づけを捉えるライフヒストリー法に基づくナラティブ・アプローチを採用している。その結果、被虐待と呼べる経験をした4事例からは、虐待を直接的な非行の原因として意味づけているものはいなかった。むしろ彼らの多くは、非行に対しての楽しさとその後の功利性を求めて行っていることが示された。非行要因に関する言説が、時に彼らを支配し、時に言い訳として使用されることなどが示唆されている。

これらいくつかの事例報告に対して、横山ら（2019）は、尺度を援用した支援の方向性を取り上げている。入所児童の調査において、376人のうち65.7%が被虐待経験を有しており、多くの虐待を受けた子どもが生活している特徴をもつ。自立援助ホームでは、虐待経験のある子どもの複雑な心理的および社会的背景を理解しつつ、支持的かつ受容的な支援にあたり、子どもをありのまま受けとめ、支援の基本となる「寄り添う支援」を行う。これは、子どもの抱える表現しづらいなにかを「見つけてかたちづくる」、「気持ちと時間の共有」、「子どもの気づきを支える」、「味方としての子ども理解」といった、多様さを包括した概念であると考えられ、具体的なキーワードをあげている。

さらに牧野ら（2011）は、自立援助ホームの住空間に関する傾向性をまとめている。自立援助ホームの移住空間では、新築に比べ既存建築の活用が行われており、以前の建物は住宅や寮などが多い。定員は主に5～6人、子どもの居室は全て1人部屋が7割強を占める。家具や設備から、ベッドや洋服掛けはあるものの机や衣装ダンスがない居室も多くあり、就寝機能として使用されている現状がある。しかし自立援助ホームとして就寝機能だけでなく、自立へ向けた自己管理の力をつけるための空間をつくることが望まれている。ホームの中の最も重要な空間としては居間があげられ、家具や飾り付け、寛げる空間を作り、職員とのコミュニケーションや家庭的雰囲気を経験する場として位置付けられている。住空間は環境を考慮し、重要な役割を担うことも指摘している。

4. 自立援助ホームインタビュー調査より

事前に質問紙を送付し、2020年10月16日（金）群馬県内の自立援助ホーム「G」において半構造化インタビューを行った。

4(1). 設立経緯

自立援助ホームの副理事長は医療機関の心理士として子どもとかかわる中で、親に愛されていない子どもの多さを体感していた。子どもたちをどうにか助けてあげたい、その子どもたちには周りの大人が手を差し伸べるしかないと思い、個人で活動を行っていたものからNPO法人を立ち上げ、支援を広げていった。

その際に地域の母子保健推進員等で子どもの家庭教育を担っていた現理事長とつながり、福祉と教育の視点で子どもへの支援に力を注いできた。今から10年前、子どもシェルターの立ち上げのため県に申し出た。しかし、自立援助ホーム等との違いが明確にないことや周知の低さから立ち上げることができなかった。それでも子どもへの支援の思いを形にするために、県の自立援助ホームの公募に手を挙げた。大企業なども手を挙げている中、子どもへの支援の情熱が伝わり、設立に至った。

4(2). 職員体制

職員体制としては、住み込みの職員、常勤の職員、非常勤の職員、ボランティアで構成されていた。ホー

ムには必ず職員が1人いるようにし、子どもにとって家庭の中で見守ってくれる人としてありたいと話していた。

自立援助ホームでは、家庭のように過ごしている。1日の流れとして、職員が先に起きて子どもと一緒に朝食を食べ、昼食は職員がフォローをしながら子どもが自分で作る。学生は学校に行き、寮費を払うために18歳以上は働いている。職員は、1日にあったことをノートに記録し申し送りの時に情報を共有している。

他の子どもが普通に出来ることが自立援助ホームの子どもには難しいため、出来たときにやりがいを感じると理事長は話してくれた。また、子どもと接する際には、言葉遣いに気を付け、隠し事や裏表を作らず、ありのままに接することを大切にしていた。副理事長は、子どもが笑ってくれた時や引きこもりの子どもとドア越しに会話をし、そのドアが開いたときにやりがいを感じると話していた。

4(3). ネットワーク

各支援機関との連携については、全国自立援助ホーム協議会を通して連携を図っている。現在はコロナウイルスの影響によってZoomで会議が開かれている。何らかの問題が起こったり、意見交換したりする場合には、メールでやり取りを行うなど積極的に連携を図り、月に一度、児童相談所のワーカーが訪れて入所者と面接を行っている。

また、群馬県要保護児童対策地域協議会による里親研修に参加したり、自立援助ホームを周知してもらうために子ども食堂を通じてアピールするなど工夫をしたり、携帯会社や家電製品店から退所時に給付金として支援を受けているなどがあった。だが、現状として周辺の市町村や市役所、金融機関にあまり認知されおらず、入居者自身も「自分が自立援助ホームにいることを知ってほしくない」と思っている入居者もいるため、自立援助ホームをアピールしていきたい反面、広報活動を行うのが難しいという課題がある。

4(4). 地域連携

インタビューを行った自立援助ホームがある市ならではの特徴として、1点目は隣接する町には外国籍やハーフの子どもたちが多いことが挙げられる。2点目は市に大手自動車メーカーの工場があり、全国からさまざまな人々が働きに来ており、その中には外国籍の

人々も多く働きに来ている。これらの問題として、多国籍の人々は日本人の特性にそぐわず孤立してしまうケースが多くあることが挙げられる。一方で、閉鎖的な市ではあるがそれがかえって良いことでもあるとも述べていた。

地域の機関との取組みでは主に金融機関と関わることが多い。金融機関は人脈が広く、企業や区長、近隣の人々などさまざまな機関へと繋いでくれる。問題点として、働くにあたり通帳を作らなければならない。しかし外国籍の子どもはなかなか作ることが困難であり親との連携も取りづらい。さらに保護者が子どものお金を使用してしまうという問題も抱えている。

インボランタリークライアントへの対応として、設立から日が浅いため自立援助ホームとしての対応はまだない。しかし、以前の夜回り活動では、子どもたちに対してラフな話しかけから始め話を広げていくと心を開いてくれると語ってくださった。また大人が支援し子どもたちを後押ししていくことが大切であると述べていた。

4(5). 事例について

個別ケースの傾向として、子どもたちには共通して①プライドが高い、②大人を細かく観察している、③ごめんなさいが言えない、という面があると話していた。

解決事例では、警察が関わる問題が起こることもあり、現状として課題は解決していないが、日々の生活は成り立っている。子どもたちの行動はスモールステップで成長しているが、子どもたちは先へ先へと考えてしまうため、子どもたちが解決したように感じない、解決に繋がらないとのことであった。

ホームでは家庭教育も重視していた。親との関りについて、子どもと親の言い分が異なっている場合があり、どちらかの意見に偏ってしまわぬよう、100%話を信じないと話してくださった。親と子どもの双方から話を聞き、その後その話を突き合わせる必要がある。また、親は子の鏡でもあり、親に問題があることもあるため、解決策を見出すことが大切である。

実際に入所している子どもからも話を聞くことができた。将来の希望を聞いてみると、「人の役に立つ仕事がしたい」と答えてくれた。将来は日本で1人暮らしがしたいとのことであった。職員のことは、厳しい時もあるが、面白く、頼りになる存在であると言って

いた。ある職員さんに対しては、「生活できること、今の高校に通えているのはその方の力」と言っており、信頼を置いていることが分かった。通信制の高校に通い、アルバイトや趣味（絵や音楽）等をしている。

4(6). 今後の課題等

現在、考えられる急務に対応すべき課題として、教育と福祉の連携を挙げていた。一時保護された子どもたちは2か月間学校へ行くことができない。また、一時保護の場所によっては、学校を辞めなければいけない場合もある。子どもたちが青春を過ごさず、遊びや付き合い方を知らずに社会に出てしまうと、自分を大人であると思ひ込み、実際に社会に出てギャップで困ってしまうこともある。そのため、自立援助ホームでは学校へ行きたいか必ず聞くそう。そのため、学校に行くことができる支援が必要である。また、自動車免許の取得には国から補助が出るが、免許を取得しても自動車が購入できないといった問題が出てくる。群馬県は車大国であり、夢があっても移動距離の制限等で叶えられない可能性もあるため、急務に対応すべき課題であると話してくださった。その他に、障害者手帳の申請においてグレーゾーンにいる子どもをどう対応するかも課題となっている。また、ホームでは携帯を時間になると回収するのだが、別のスマートフォンを契約し、WIFIで使用していたケースがあった。このことなどから、ICT化の怖さを知り、対応していく必要があると話していた。

子どもたちにとってのゴールを聞くと、理事長は子どもたちにとってのゴールはなく、自立援助ホームはリセットする場所でありスタートするところでもあると答えてくれた。子どもたちが結婚や出産などそれぞれが良いと思える生活をしてほしく、将来的に考えて、子どもたちが自立援助ホームにいて良かったと思っていてくれたらとのことであった。

今後の展開、方針として、学校のようにはしたくなく、昔の面倒見の良いおばちゃんのような存在でありたいと語ってくださった。

5. おわりに

自立援助ホームは、今日の社会が抱える問題が凝縮しているといえる。子どもたちは働くことが前提となっており、時間的猶予も経済的猶予も与えられるこ

とは難しい。しかし、本来彼らにこそ、時間をかけて育ち直しを行い、自分の成育過程を問い直し、生き方を再構築する時間とそれができるとような経済的支援が必要でなろう。さまざまな社会資源が連携を図りつつ、地域の中での子どもたちの生活を支えていくためのサポート体制を構築する必要がある。

今回の訪問によって、現場で子どもたちの声を聞き、声に応える実践に触れることができた。子どもたちの貧困に向き合う方々の取り組みでもあった。生きにくさからくる子どもたちの様々な問題行動は、SOSサインと認識されず、困った子どもと認識されるケースも少なくない。子ども期に大人との適切な関わりが持てなかった状況は、学力が担保されず、希望する進路がかなわず、強制的に早期に社会へ出ざる得ない状況を生み出している。インタビューの中で、入居者から語られた印象的な言葉がある。「将来、私は幸せになりたい。だって、せっかく生まれてきたのだから……」背景にある子どもたちの貧困、発達の課題を乗り越えるために「頼るべき親が存在しない」ことはあまりにも大きい。大人へのスタートラインに立つ子どもたちに生じている圧倒的不平等に社会はもっと目を向けなければならない。

謝辞

本稿作成にあたりまして、自立援助ホーム「G」理事長様、副理事長様、入居者にインタビュー調査にご協力いただきました。改めまして深謝いたします。

利益相反

本研究において、申告すべき利益相反はない。

註

- 1) 朝日新聞 (2019・11・29) によれば、虐待や経済的理由などで保護者のもとで暮らせず、社会が育てる子どもたちの数は約44,000人と算出している。このうち、児童養護施設などの施設で生活している子どもが約37,000人、里親のもとで生活している子どもが約5,400人、定員5～6名のファミリーホームで生活している子どもが1,400人としている。
- 2) 具体的には社会で生きるために必要な他人との付き合い方、目標に向けて最後までやり抜く力、学習習慣、生活習慣、価値観など多くの事柄が親から十分に伝承されていないことなどのことである。例えば親自身に高校進学することの重要性に関心がなかった場合、進学への価値観は子どもに受け継がれる。あ

るいは仕事を転々とする親と過ごした子どもにはその職業観が子どもに受け継がれていく。そして様々な価値観は子どものあきらめ感にもつながっていくことが考えられる。

- 3) 包摂される単位は国家のみではなく、会社、地域、町内会、家族、そしてさまざま私的なグループ、クラブなどが考えられる。個人行動が苦手な日本人はグループを作ることを好む傾向がある。幾重にもいくつもの小さい社会に包摂されながら生きている。
- 4) 自立援助ホームの沿革及び法的変遷等については、長谷川 (2008)、遠藤 (2008)、村井 (2000) 等を参照した。

引用

- 阿部 彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』 講談社現代新書
- 長谷川真人 (2008) 『未来をつかもう!! 自立援助ホームの現状と課題』 三学出版
- 遠藤 浩 (2008) 「自立援助ホーム—虐待を受けた子どもたちの心の安全基地—」『家庭裁判所月報』60(4), pp.32-34
- 牧野 唯, 今井範子, 二井るり子 (2011) 「自立援助ホームにおける子どもの自立に向けた住生活と住空間」『日本家政学会誌』63, pp.15-24
- 松田正幸 (2016) 「大人として生きて行くための支援」『児童青年精神医学とその近接領域』57(1), pp.169-170
- 宮里慶子 (2007) 「青年期女子の暴力経験とジェンダー：ある自立支援ホーム入所者の事例から」『平安女学院大学研究年報』7, pp.65-73
- 村井美紀 (2000) 「『自立』と『自立援助』—自立援助ホームに関する研究 その1—」『東京国際大学論叢人間社会学部編』6, pp.121-131
- 那須昭洋 (2007) 「非行少年の立ち直り過程に関するエスノグラフィック・リサーチ—自立援助ホームに居住する非行少年の日常生活と語りから—」『人間科学研究』20, pp.63-63
- 日本財団子どもの貧困対策チーム (2016) 『徹底調査 子どもの貧困が日本を滅ぼす 社会的損失40兆円の衝撃』 文春新書
- 横山絵麻・江原 稔・松葉百合香ほか (2019) 「被虐待児に寄り添う支援とはなにか—自立援助ホーム職員の被虐待児に対する寄り添い尺度作成の試み—」『早稲田大学臨床心理学研究』19(1), pp.83-91